

国立大学法人愛媛大学学長選考規程

平成17年6月22日
規則第 385 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）における学長候補者の選考，学長の解任及び学長の業績評価は，国立大学法人愛媛大学学長選考会議規則第3条第1号，第2号及び第3号の規定に基づき，学長選考会議がこの規程により行う。

(学長の資格)

第2条 学長は，人格，識見に優れ，先見性が高く，調整能力をもち，かつ，愛媛大学憲章に基づく大学運営を行うことができるリーダーシップを有する者でなければならない。

(学長の任期)

第3条 学長の任期は3年とし，再任を妨げない。ただし，引き続き6年を超えて在任することはできない。

2 学長が任期の途中で退任した場合等の後任者の任期は，中期目標期間を考慮して，学長選考会議がその都度決定する。

(選考の時期)

第4条 学長選考会議は，次の各号の一に該当する場合に，学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任するとき。
- (3) 学長が欠けたとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は，前項第1号に該当するときは，任期満了の1月以前に完了し，同項第2号から第4号までに該当するときは，速やかに行うものとする。

3 学長選考会議は，学長選考の手続きを開始するときは，選考日程その他必要な事項を定め，公表する。

(意向調査投票管理委員会)

第5条 学長選考会議が行う学長候補者の選考及び学長の解任に係る調査を目的とする投票を行うため，学長選考会議のもとに意向調査投票管理委員会を置く。

2 意向調査投票管理委員会に関し必要な事項は，別に定める。

(学長候補者となるべき適任者の推薦)

第6条 学長選考会議は，学長候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）を選考するため，あらかじめ学長選考の基準を定め，公表する。

2 学長選考会議は，選考に当たり，各学部に候補適任者2人以内の推薦を求めるものとする。

3 学長選考会議は，前項に規定するもののほか，次の各号に掲げる職員30人以上の連署による推薦があった者を候補適任者に加えることができる。

- (1) 国立大学法人愛媛大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第3条第1項の規定に基づき職員就業規則が適用される者
- (2) 国立大学法人愛媛大学特定職員就業規則第2条第1項に規定する者
- (3) 国立大学法人愛媛大学有期契約職員就業規則第2条第1号に規定する日契約職員

4 学長選考会議は、前2項の規定により推薦のあった者のほか、候補適任者の推薦を行うことができる。

5 候補適任者の推薦に当たっては、被推薦者の受諾の意思を確認の上、推薦書並びに被推薦者の経歴書、受諾書及び所見を提出するものとする。

(学長選考会議による第一次選考)

第7条 学長選考会議は、前条の規定による推薦を受けて第一次選考を行い、3人以内の候補適任者を決定する。この場合において、学長選考会議委員が前条の規定による推薦を受けたときは、当該委員は議決に加わらないものとする。

2 学長選考会議は、前項の選考後、直ちにその結果を公表するものとする。

3 学長選考会議は、第1項の選考の参考とするため、事前調査を行うことができる。

4 事前調査の実施に関し必要な事項は、学長選考会議がその都度定める。

5 学長選考会議委員が候補適任者となった場合は、同委員を辞任しなければならない。この場合において、学長選考会議は、経営協議会、教育研究評議会又は役員会に対し、直ちに後任の委員を推薦させるものとする。

(学長候補者の決定)

第8条 学長選考会議は、推薦書、経歴書、所見、次条第1項に規定する演説会、同条第2項に規定する面接及び第10条第1項に規定する意向調査投票の結果等を総合的に判断し、学長候補者を決定する。ただし、学長選考会議は、前条第1項の選考の結果、候補適任者が1人となった場合は、次条第1項及び第10条第1項の規定にかかわらず、演説会及び意向調査投票を行わず、学長候補者を決定することができる。

2 学長選考会議は、前項の決定を直ちに学長及び学長候補者に報告の上、選考結果、選考理由及び選考過程を公表する。

3 法人は、速やかに学長候補者を次期学長に任命することについて文部科学大臣に申し出るものとする。

(演説会及び面接)

第9条 学長選考会議は、第7条第1項の規定により選考した候補適任者に所信を表明する機会を与えるため、演説会を行うものとする。

2 学長選考会議は、候補適任者に対し面接を行うものとする。

3 第1項の演説会は、原則、公開とする。

(意向調査投票)

第10条 学長選考会議は、前条第1項に規定する演説会の終了後、候補適任者について、学内の意向を把握するために、意向調査投票を行う。

2 学長選考会議は、前項の実施に当たり、候補適任者の名簿を作成し、公表しなければならない。

3 意向調査投票の投票資格者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長

(2) 理事

(3) 第6条第3項各号に掲げる職員のうち、次に掲げる者

ア 教授、准教授、講師(附属学校(園)の講師を除く。)、助教及び助手

イ 附属学校(園)の副校長及び副園長

ウ 国立大学法人愛媛大学業務組織規程に規定する部長(医学部運営部長を含む。)、次長(医学部運営部次長を含む。)、課長(事務課長を含む。)、主幹及び室長(課に置かれる室の室長を除く。)、並びにSD統括コーディネーター

エ 附属病院の副薬剤部長，診療支援部長，副診療支援部長，栄養部長，看護部長，副看護部長（それぞれ教員を除く。）

4 意向調査投票管理委員会は，意向調査投票の開票終了後，直ちに投票結果を学長選考会議に報告しなければならない。

（学長の業績評価）

第 11 条 学長選考会議は，学長の職務が適切に遂行されていることを確認するために学長の業績評価を行い，必要に応じて助言及び支援を行うものとする。

2 前項に規定する学長の業績評価は，任期 2 年目の末日までに実施するものとする。

3 学長の業績評価の実施に関し必要な事項は，学長選考会議が別に定める。

（学長の解任）

第 12 条 学長選考会議は，学長が次の各号の一に該当するときは，審査の上，文部科学大臣に学長の解任を申し出ることができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって，学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。

(4) その他学長として不適格と認めるとき。

（解任の審査）

第 13 条 学長選考会議議長は，第 10 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちの 3 分の 1 以上の連署により解任の審査請求があったときは，速やかに学長選考会議を招集し，解任の審査を行うものとする。

2 前項の審査請求は，解任とする理由及び請求者の氏名を明らかにした書面により学長選考会議議長に行うものとする。

3 学長選考会議は，第 1 項の審査に当たり，学長に対して意見陳述の機会を設けなければならない。

4 前項の意見陳述は，書面により行うものとする。

5 学長選考会議は，解任審査理由及び学長の意見陳述書の写しを公示して，第 10 条第 3 項各号に掲げる者から意向を把握することができる。

6 前項の意向の把握は，意向調査投票に準じて投票により行うことができるものとする。

（解任の決定）

第 14 条 学長選考会議は，解任の決定を行ったときは，直ちに学長に辞任を催告するとともに，速やかに文部科学大臣に学長解任の申出を行うものとする。

（解任の公表）

第 15 条 学長選考会議は，前条の決定を行ったときは，その審査結果を公表するものとする。

（大学総括理事の設置）

第 16 条 学長選考会議は，法人の管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には，国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 10 条第 3 項に規定する大学総括理事を置くことができる。

2 大学総括理事を置くことに関し必要な事項は，学長選考会議が別に定める。

（大学総括理事の任期）

第 17 条 学長選考会議は，法人が大学総括理事の任期を定めるに当たって審議を行うものとする。

(大学総括理事命免に際する意見)

第18条 学長選考会議は、学長が大学総括理事を任命若しくは解任するに当たって意見を述べるものとする。

(雑則)

第19条 この規程の定めるもののほか、学長候補者の選考、学長の解任及び学長の業績評価の実施、並びに学長総括理事の設置及び大学総括理事の命免に際する意見表明に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年11月13日から施行する。

2 国立大学法人愛媛大学学長選考規程第5条第2項の規定に基づき教育研究評議会が推薦する学長候補者となるべき適任者の候補者の選出に関する申合せ（平成17年9月14日教育研究評議会決定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条の2の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。